

事項別措置概要一覧

○ 横断的措置事項

2 I T

ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			13年度	14年度	15年度	
⑩ 電子契約、情報財契約のルール	経済産業省	b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子商取引等に関する準則(平成14年3月29日)】 【「電子商取引等に関する準則」改訂(平成14年7月30日)】	一部措置済(3月準則策定)	逐次検討		○ (経済産業省) 逐次検討を行っている。 平成19年度からの改訂に向けた作業を踏まえ、平成20年8月に改訂を行った。
21 電子商取引の促進のための既存制度の見直し	関係府省	対面行為の義務付け、事業所・人員などの配置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。	逐次検討			—
29 ADRの整備	経済産業省及び関係府省	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したBtoC(対消費者)電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行う。 【日米韓のトラストマーク制度実施機関による国際連携の合意(平成13年9月14日)】 【日韓星台のトラストマーク制度実施機関によるアジア・トラストマーク・アライアンス(AT A)の創設(平成15年1月)】 【(財)日本訪問販売協会により、拘束力のある業界ADRとして「消費者取引紛争処理機構」創設(平成14年6月6日)】	一部措置済(9月合意)	一部措置済(1月ATA創設)(6月消費者取引紛争処理機構創設)	措置	— (経済産業省) ERIAにおいて、電子商取引における消費者の安心・安全基盤のあり方、特に、ADR連携のあり方について研究を行うWSを開催。

エ 社会・行政の情報化の推進

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			13年度	14年度	15年度	
29 ITに係る刑事基本法制の整備 <法務ウ①の再掲>	法務省	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。				—
		b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じて法整備を行う。	必要に応じて法整備			
32 行政の情報化	各府省	a 行政情報化の総合的・計画的推進 行政の情報化については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続そのものの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現を目指す。	13年度以降逐次実施			—
	各府省	(d) 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。その際、可能な限り、平成14年度までに個別手続のオンラインシステムを整備する。	一部措置済	措置		—

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			13年度	14年度	15年度	
	総務省	さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討		◎(財務省、厚生労働省、農林水産省) 輸出入・港湾関連手続については、平成17年12月28日にCIO連絡会議にて、輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画が決定・公表された。また、最適化計画の先行実施として、平成17年11月1日のFAL条約発効にあわせ、FAL様式の採用、夜間入港規制の廃止及び入港前手続様式の導入等の法改正を含む簡素化を実施した。さらに、平成20年10月にはシングルウィンドウ(府省共通ポータル)が稼働した。 また、NACCSに係る輸出入・港湾関係省庁会議連絡協議会において、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討を行った結果、平成21年10月以降に港湾管理者の手続を、22年2月に空港関連手続をシングルウィンドウに追加することが決定された。
	総務省	f 地方公共団体における行政情報化の推進 (b) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて、平成15年度までに構築する。	都道府県、政令指定都市等における構築	市町村における構築		○(総務省) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて構築済み。
39 学術報告書の電子化	関係府省	公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。		検討・逐次実施		—

6 資格制度関係

(1) 業務独占資格制度

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			13年度	14年度	15年度	
⑪ 登録・入会制度の在り方検討 (見直しの基準・視点⑬)	公正取引委員会	a 資格者間における公正有効な競争を確保する観点から、法律で強制設立・強制入会制を採っている資格(公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士)を対象として、資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずる。 【資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した(平成13年10月24日)】		計画的に実施		— (公正取引委員会) 必要に応じて実施。
	公正取引委員会	b 上記の実態把握及び資格者団体の特性等を踏まえ、資格者団体の活動と独占禁止法との関係を明確化し、公表・周知する。また、今後参考となる相談事例が生じた場合には、その内容を可能な限り明らかにし、独占禁止法違反行為の未然防止に努める。 【資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した(平成13年10月24日)】		計画的に実施		— (公正取引委員会) 「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」に基づき、資格者団体からの個別の相談事例に対応している。
	公正取引委員会	c 上記aの資格者団体に対して独占禁止法コンプライアンスプログラムを作成するよう懇諭するとともに、必要な支援措置を講ずる。		計画的に実施		— (公正取引委員会) 必要に応じて実施。
⑮ 資格者数の増大 (見直しの基準・視点⑯)	法務省	d 公証人について、積極的に増員を図る(平成12年度一部措置済み)。 【弁理士については、増員を図るための試験制度の改革について平成12年度までに措置済み】		引き続き措置		—

○ 分野別措置事項

1 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			13年度	14年度	15年度	
⑥ 隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し	財務省 法務省	c 税理士、司法書士についても、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、引き続き、これらの法律の改正後の状況について注視していく。			引き続き注視	○ (財務省) (税理士) 1 規制改革委員会の見解を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人ともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設(税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号))。 2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、「税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用促進に寄与していくことが期待される」とされていることも踏まえ、税理士会においては、税務の専門家である税理士をADR手続実施者等の相談者として活用するための施策について、ADRの実施状況等を勘案しつつ検討していくこととしている。

ウ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			13年度	14年度	15年度	
① ITに係る刑事基本法制の整備	法務省	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。 b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。			必要に応じて法整備	－ (法務省) 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出し、継続審議となっていたが、平成21年7月の衆議院解散に伴って廃案となったことから、今後改めて所要の法案を提出する予定。

3 教育・研究関係

ア 教育主体等

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			13年度	14年度	15年度	
① 教育分野における株式会社等の参入	文部科学省	株式会社など国・地方公共団体や学校法人以外の民間主体による教育分野への参入については、会計制度などによる情報開示制度、第三者評価による質の担保及びセーフティネットの整備等を前提に、教育の公共性、安定性、継続性の確保に留意しつつ、特に大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野について、その在り方を検討する。			検討・結論	－ (文部科学省) 平成20年3月、構造改革特区において、引き続き評価を行うことが決定された(「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成20年3月7日構造改革特別区域推進本部決定)。
⑤ 学校における民間参入の促進	文部科学省	a 国立大学については法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始することとされているが、教育研究業績の評価や私立学校法人との業務運営等の比較も行った上、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、遅くとも法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。			遅くとも法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論	－ (文部科学省) 国立大学法人評価委員会の意見も聞きつつ、今後、中期目標終了時までには検討し、結論を得る予定。

ウ 高等教育

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			13年度	14年度	15年度	
⑧ 大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和	文部科学省	b 将来的には、構造改革特区において専門職大学院について校地を不要としたことの状態も見つつ、大学としての質の確保と継続性に配慮した上で、校地面積基準及び自己所有要件の更なる見直しについて検討する。		14年度以降継続的に検討		○(文部科学省) 平成20年2月、構造改革特区において、現在実質的に本特例措置を受けている大学が存在しないことから、新たに特例措置が適用された時点で評価を行うことが決定された。自己所有要件については措置済み。

6 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			13年度	14年度	15年度	
⑤ 募集・採用における制限の緩和・差別撤廃	厚生労働省 法務省	e 採用または労働条件その他労働関係に関する事項について、人種・信条・社会的身分等を理由としてする不当な差別的取扱いの禁止を定めた「人権擁護法案」が国会に提出されているところであるが、成立後におけるその円滑な施行を図る。 (第154回国会に係る法案提出)	結論 (法案提出)	法案成立後、公布及び措置(平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間で政令で定める日より)		－(厚生労働省、法務省) 人権擁護法案は、平成14年3月に第154回国会に提出されたが、15年10月の衆議院の解散に伴い廃案となった。現在、引き続き検討を行っている。

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			13年度	14年度	15年度	
② 社会保険制度の改革等	厚生労働省	a 世帯主(常用労働者)を基準とした社会保険制度(短時間の被用者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、事業主負担もないこと、また年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者として、個人としての保険料負担を求められないこと等)が就労日数調整や雇用代替の誘因となる可能性があることから、このような労働市場に及ぼす影響も踏まえ、同制度の在り方について検討を進める。		検討 (平成16年までに行うこととなっている 次期財政再計算に向けて検討)		○(厚生労働省) パート労働者が社会経済においてその役割や比重を増していく中で、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、継続審議とされている。

オ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			13年度	14年度	15年度	
③ 地方公共団体における一般職の任期付研究員、任期付職員の採用に係る身分併有制限の撤廃	総務省	公務員制度改革大綱に基づき国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度中に改正、施行された場合、民間企業の社員の身分を有したままで、地方公共団体の一般職への併任を認める。			措置	－(総務省) 国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度に改正、施行されなかったため、措置していない。

10 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			13年度	14年度	15年度	
① 土地収用法の積極的活用	国土交通省	都市計画事業を含め、事業の進行管理の適正化の観点から、「用地取得率が80%となった時又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期までに土地収用手続きに移行すべき」というルールが守られることが極めて重要である。したがって、当面の措置として、当該ルールについて事業主体(現場の用地担当職員を含む。)及び住民に周知徹底がなされるようにする。また、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から、インターネット等を活用して用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう、事業主体に対し周知徹底する。さらに、民間の補償コンサルタント、代替地情報提供システム及び補償金仲裁制度の積極的活用を図る。		平成14年度以降逐次実施		○(国土交通省) 公共事業の効果の早期発現に向け、従来からの取組に加え、国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム(平成20年3月)において、用地・補償の円滑化策として「用地幅杭打設から3年又は用地取得率が80%になったときのいずれか早い時期までに事業認定申請手続きに移行すべき」というルールを周知徹底するとともに、用地取得の進捗状況等公表を図る。」及び「用地取得業務で補償コンサルタント等の外部の専門家を幅広く活用する。」旨位置付け、公表するとともに、各種会議を通じて事業者等に対し周知徹底を図っている。
40 借家制度の更なる改善	法務省	a 居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替を認めることを検討する。		検討	結論	○(法務省) aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な議論が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査結果」を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項について検討を行う形で進められているものと承知している。
		b 定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止、居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権の廃止について、その是非を含めて検討する。		検討	結論	○上記a欄参照
		c 借地借家法(平成3年法律第90号)上の正当事由制度について、建物の使用目的、建て替えや再開発等付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすることや、正当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位置付け・在り方について検討する。		検討	結論	○上記a欄参照

ウ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			13年度	14年度	15年度	
⑤ 諸外国における建設機械の騒音試験の承認	国土交通省	EUにおける建設機械騒音の試験について、国土交通省で定めている試験方法・基準値との整合及び承認方法を調査し、その結果を踏まえて検討する。	検討	検討	結論	○(国土交通省) 試験方法については、ブルドーザ・トラクター・ショベル・バックホウ・タイヤローラ・ロードローラの5機種についてはISOにて準拠し測定方法は整合済みである。振動ローラについてはISOにて調整中である。空気圧縮機については、国際規格はないものの相互の測定方法は整合している。 騒音の基準値と承認方法について調査した結果、現行の基準値と承認方法については、国土交通省とEUで大きく異なることから、整合性を図ることは困難である。今後EUが実施する新たな騒音規制に対して、整合に向けた検討を実施する。